

# 技術規制検討小委員会の検討状況について

---

国土交通省航空局  
平成29年3月31日

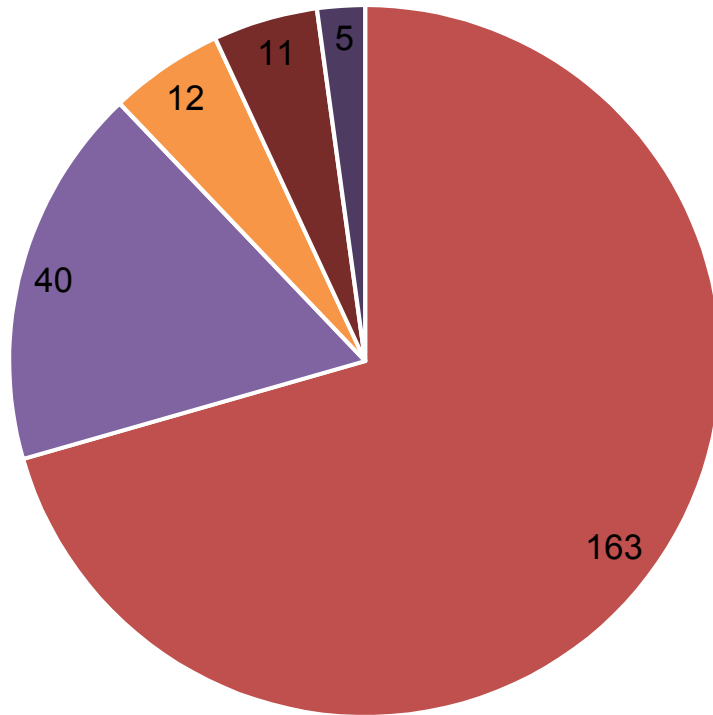
# 意見募集の方法と提出状況

1次募集(平成28年4月～5月)、2次募集(平成28年8月～9月)を行った結果、下記の通りご要望をいただきました。

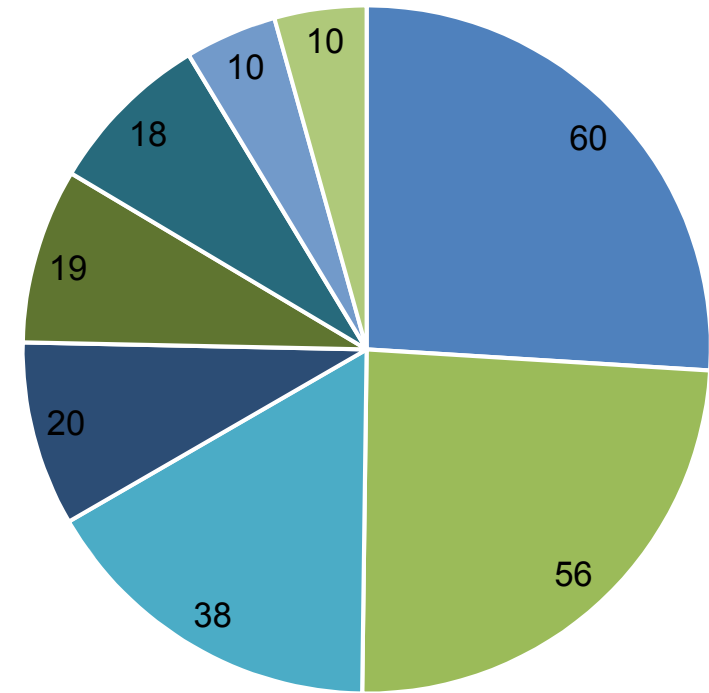
意見提出件数

合計231件

意見の類型



- 本邦航空運送事業者・航空機使用事業者
- 製造事業者・修理事業者
- 指定航空従事者養成施設
- パイロット関係業界団体
- 空港・ヘリポート設置管理者



- 乗員資格・訓練施設等
- 製造・検査・整備関係
- 運航関係
- 施設整備等
- 事業・登録・保険関係
- 安全情報・安全管理・報告関係
- 空港・ヘリポート関係
- 制度全般等

※要望内容を精査する過程で件数が変化する可能性があります。

# 検討体制の変更について

- 要望を丁寧に聴取するという観点から、経営担当部門も含めて技術的な内容に限らず広くご意見を伺ったところ、非常に多くのご要望を提出いただいたところであるが、規制のレベル(法律～運用)や安全性への影響度合いが異なっている。
- また、これらご提出いただいたご要望については、技術的な内容が主ではないものがあり、技術的視点では整理・検討が出来ないものがある。



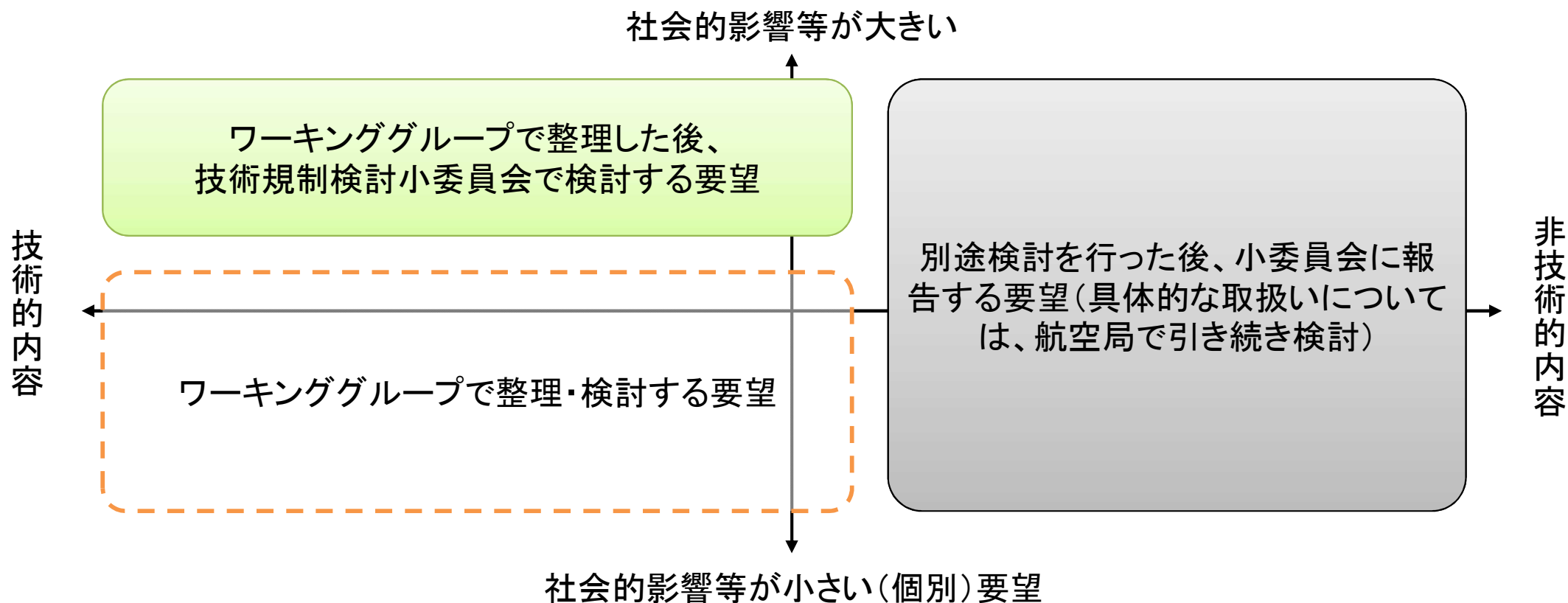
各ご要望を整理・検討するプロセスをより精緻化することで、幅広いご要望に対して丁寧に対応を行っていくべきではないか。

## <具体的な変更内容について>

- ① 小委員会で議論を行う前に、委員、国によるワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置し、要望者からご意見を伺う場を設け、要望の背景や諸外国の制度等、問題点の社会的影響等について整理を行うこととした。
- ② 技術的な内容が主ではないご要望については本小委員会での検討になじまないことから、技術的な内容が主である要望とは別途の取扱いとし、具体的な取扱いについては、航空局で引き続き検討することとした。

# 要望の整理について

各要望を以下のとおり分類し、検討を進める。



➤ 社会的影響等が大きい要望とは・・・

- 制度の内容及び大きく変更される要望
- 地域(空港)や機種に依存していない要望
- 手続き等の頻度が高い規制に係る要望

※統一的なテーマでまとめられる要望は一体で検討する。

➤ 技術的な内容が主ではない要望については、本小委員会とは別途の取扱いとする。

# ワーキンググループの設置について

- WGは下記の3つを設置し、それぞれのWGにおいて要望を整理・検討する。
- WGは小委員会委員より主査を選定し、他の委員は自由参加とする。

## WGにおける検討の視点

- ・ 国際的な基準や動向等に即しているか、整合性はとれているか、過重な規制となっていないか。
- ・ 今後の事業環境の変化に、柔軟に対応可能な規制の内容、運用となっているか。
- ・ 規制自体が、恒久的な性質のものか、事情に応じて随時見直しが行われるべきものか。等

### ① 運航・安全管理WG

主査：井川委員 (ATEC)

運航、安全管理、空港・ヘリポート(安全関係)の要望を取扱う他、複数の分野に関連するものの取りまとめ、該当するWGがない要望の管理を行う。

<要望の例>

- ・ 新造機の空輸に関する制限緩和
- ・ 高カテゴリー航行審査時の経験要件の緩和
- ・ 安全監査に係る基本方針について

### ② 製造・検査・整備WG

主査：工東委員 (技術協会)

機体の製造・検査・整備の他、認定事業場に係る基準、整備士に係る要望等を取扱う。

<要望の例>

- ・ 予備品証明制度について
- ・ 確認主任者の要件について

### ③ 乗員WG

主査：井上委員 (操縦士協会)

乗員に係る要件、指定養成施設、訓練装置等を取扱う。

<要望の例>

- ・ 運航乗務員の訓練・試験・審査の基準について
- ・ 加齢乗員の年齢上限引き上げについて
- ・ 海外の模擬飛行装置の認定について

WG別検討件数	件数
1. 運航・安全管理	68
2. 製造・検査・整備	55
3. 乗員	61
4. 別途取扱	47
合計	231

2次募集において航空運送事業者、空港管理者(自治体含む)等から広く要望を募集したところ、技術的な内容が主ではない要望について、47件の要望が寄せられており、以下のように整理することができる。

## 営業・運航に関すること

- 国内線における低需要便の運休(経済減便)のルール化
- ダイヤ確定前の航空券販売に関するルール化
- 機材の内・際転用時の搭載物品変更作業の簡素化(☆)
- 国際線海外発運賃に係る認可制度等の廃止

## 空港・ターミナルの運用・手続き等に関すること

- バス会社の空港ターミナル参入の推進(☆)
- 空港施設等の供用手続きの迅速化
- CIQの拡充、出入国審査の簡素化(☆)

## その他

- ビジネスジェットの利便性向上  
(自衛隊管轄飛行場の開放、CIQ手続きの改善、外国機の国内有償飛行の緩和等)
- 外国人労働者の登用(☆)
- 行政手続きの電子化・情報公開の拡充

別途検討を行った後、小委員会に報告(具体的な取扱いについては、航空局で引き続き検討)

# ワーキンググループの開催状況

- 第1回運航・安全管理WG

- 3月21日開催

- 出席委員

- 井川主査、井上委員、大上委員、鐘尾委員、工東委員、戸崎委員(五十音順)

- 出席要望者

- 三菱重工航空エンジン株式会社

- ワーキンググループでの検討の進め方や要望の分類について議論するとともに、個別のご要望について審議を行った。

- 第1回製造・検査・整備WG

- 3月22日開催

- 出席委員

- 井川委員、工東主査(五十音順)

- 出席要望者

- 読売新聞東京本社

- 要望の分類について議論するとともに、個別のご要望について審議を行った。

- 第1回乗員WG

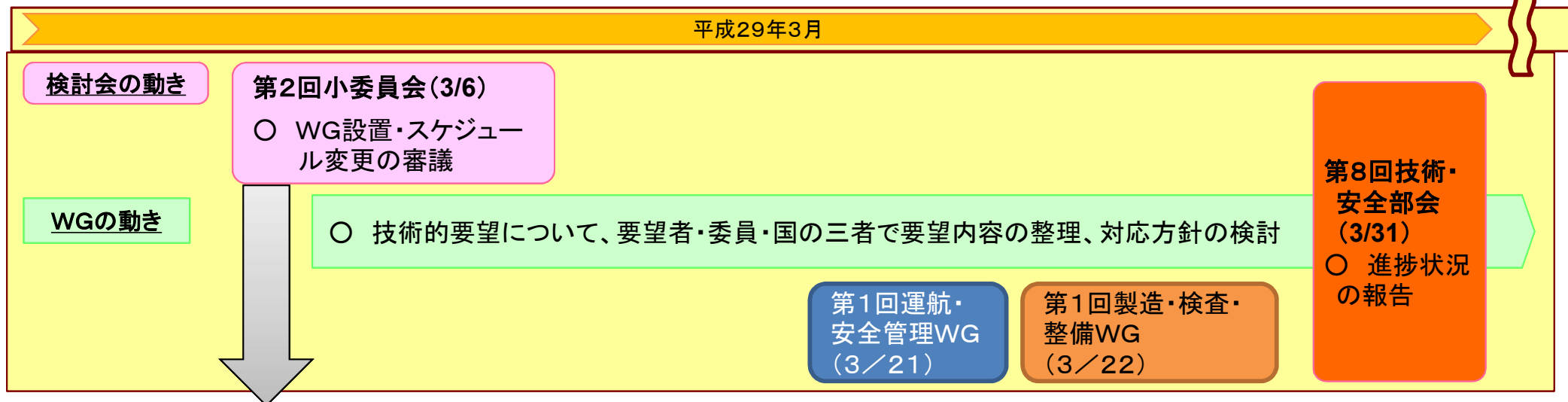
- 近日中開催予定

# 小委員会における検討の進め方

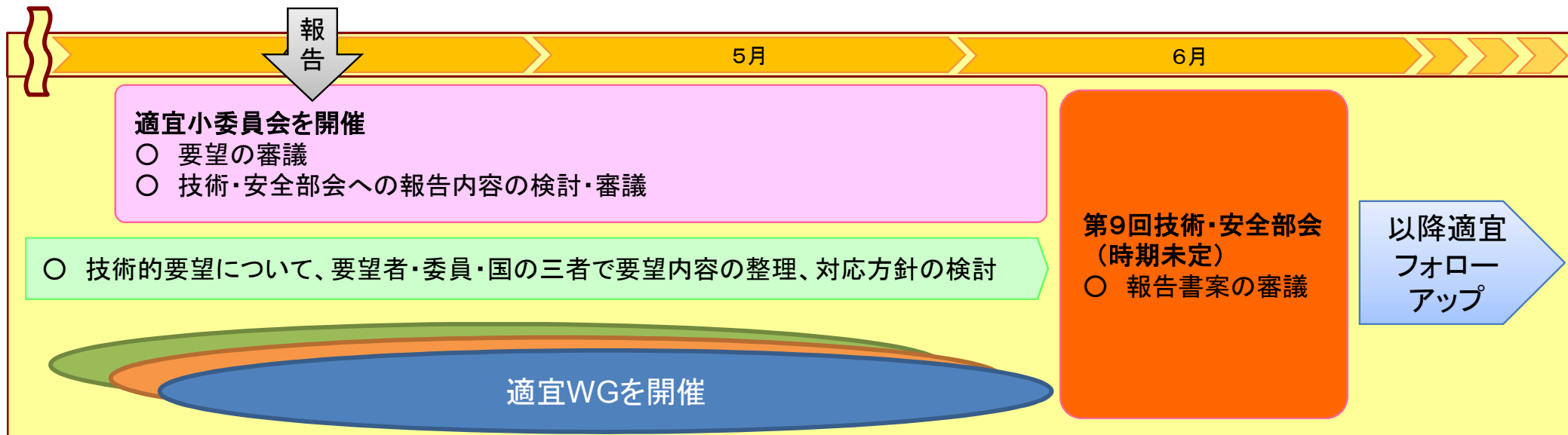
## ④検討スケジュール

※ 要望の分類（改正の緊急性及び難易度により分類）

- 要望A : 直ちに対応するもの → 報告書とりまとめまでに対応したもの
- 要望B : 検討にやや時間を要するもの → 報告書とりまとめ以降に対応するもの
- 要望C : 検討の結果対応が困難なもの
- 要望D : 事実誤認等現状で対応可能なもの



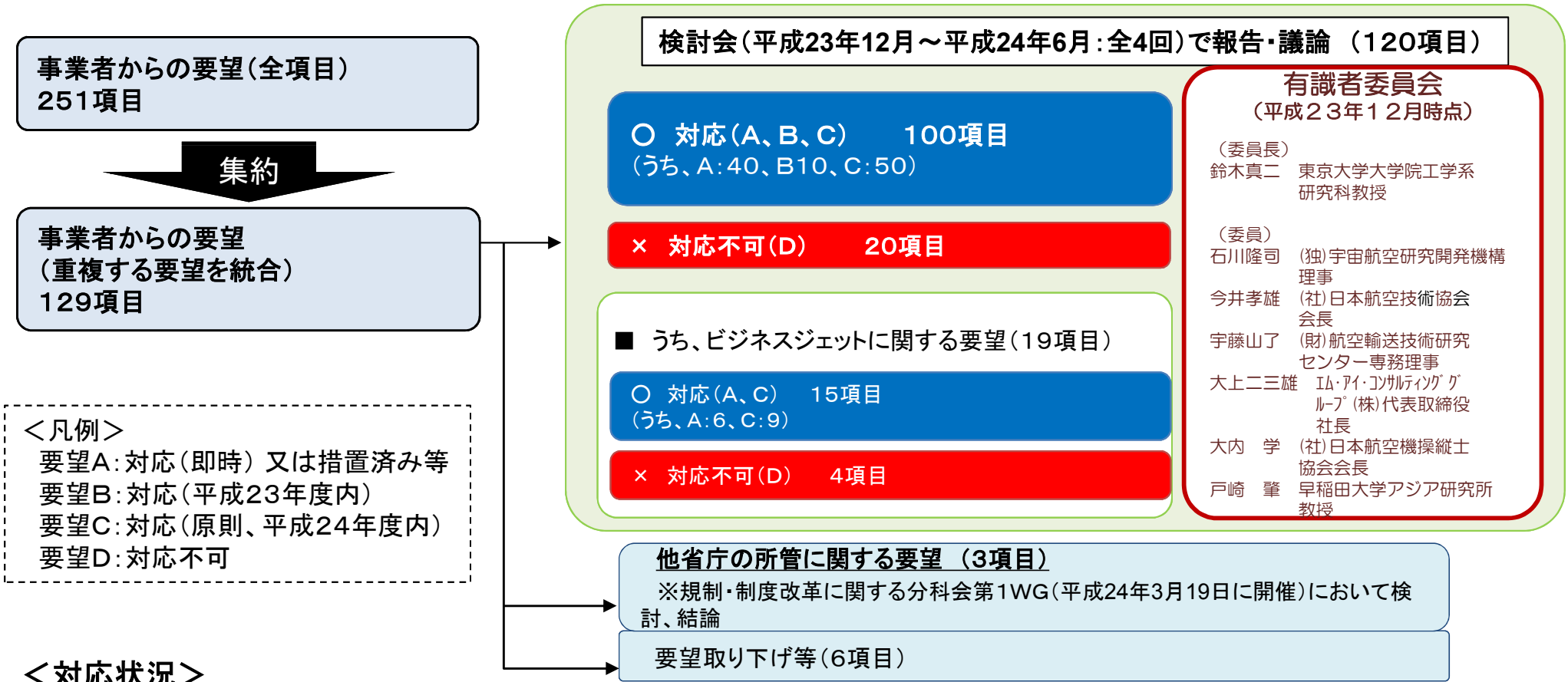
技術的な内容が主ではない要望については別途の取扱い。





# 安全に関する技術規制のあり方検討会

- 国土交通省成長戦略（平成22年5月）を踏まえ、航空技術の進歩への対応や利用者ニーズを踏まえた新たな事業運営形態への対応等の観点から、航空の安全に関する技術規制（法令・通達・運用）のあり方を見直した。
- 安全の確保を大前提とした上で、国際標準等の範囲内において、安全性の検証を行いつつ、実施。



<凡例>  
要望A: 対応(即時) 又は措置済み等  
要望B: 対応(平成23年度内)  
要望C: 対応(原則、平成24年度内)  
要望D: 対応不可

- <対応状況>
- ・平成28年3月末時点(第6回技術・安全部会で報告した時点)で、120項目中92項目について対応済み。(対応不可は23項目)
  - ・平成28年度は2項目について対応。
  - ・平成29年3月末時点で、120項目中94項目について対応済み。(対応不可は23項目)
  - ・現在、残り3項目について検討中。

# 平成28年度以降検討項目一覧

報告書番号	未対応案件	要望の概要	対応状況(平成28年3月末時点)
14	予備品証明制度について	整備に関する外国との相互承認を推進し、現行の予備品証明に合格したとみなせる対象範囲を、新規に製造された装備品のみならず修理を行った装備品にまで拡大してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
22	BASAにより相互承認を受けた修理方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機の整備作業の実施方法を独自に設定する場合には国の承認が必要であるが、米国当局又は米国当局が能力を認定した者(DER等)により承認された修理方法により作業を行う場合、我が国の認定事業場において作業を実施することを要件としないほしい。</li> <li>・欧州当局又は欧州当局がその能力を認定した会社が承認した修理方法で作業を行う場合には、承認ではなく届出としてほしい。</li> <li>・認定事業場において修理設計データの内容を追加する場合には、国による承認を不要としてほしい。</li> </ul>	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
71	乗務時間制限について	国内運航に従事する場合は、連続する24時間において、8時間を超えて乗務時間を予定しないこととなっているため、国内運航における乗務時間制限を緩和してほしい。	国際民間航空条約附属書6に基づき、航空機乗組員の疲労リスクの管理制度を導入し、並行して有識者の意見を伺いながら平成30年度末頃を目処に乗務時間の制限等の基準の改正に向けた検討を進める方向で航空会社と調整した(平成29年2-3月にパブリックコメント実施済み)。
91	BASA等相互承認について	我が国は、米国等との間で耐空性に係る相互承認協定(BASA)を締結しているが、乗員ライセンス、整備等の分野における外国との相互承認を早期に締結してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
118	東京港国際空港における駐機スポットの増設、駐機方法の改善 (ビジネスジェット関係)	スポットの増設又は駐機方法の改善をしてほしい。	現在、旧整備地区については、スポット増設等による利用環境の改善に向け、整備中であり、平成32年度においては、スポットが増設される計画となっている。

平成 29 年 3 月

## B A S A の締結状況と今後の取り組み

## 締結状況

- 米国、カナダ等との間で、航空製品の耐空性に係る B A S A を締結済み。
- 欧州との間では、特定型式の航空機及びその関連装備品について、型式証明の認証等に係る当局間実施取決めを締結しているが、B A S A は未締結。

## 今後の取り組み

- 米国及びカナダとの B A S A について、これを整備施設、乗員ライセンス分野等へ拡大するとともに、また、欧州との B A S A の新規締結に向け、引き続き協議を推進する。各国に対する取り組みは以下のとおり。

米 国：整備分野、乗員ライセンス分野等への B A S A 拡大に向け、様々な機会を通じて働き掛けを行っている。特に整備分野については、平成 25 年 8 月に定期的に非公式当局間協議を開催することに合意し、これまでに 5 回の非公式協議を開催したところ。今後は、整備分野への拡大を視野に入れ、本体協定改正後に正式協議へ移行することとしている。

欧 州：平成 23 年 7 月の日 E U 運輸ハイレベル協議において、B A S A 締結に向けた事前協議を開始することに合意し、これまでに 3 回の事前協議を開催した。平成 28 年 3 月に E U 理事会が欧州委員会に対して、B A S A に係る我が国との交渉権限を付与し、同年 5 月の日 E U 首脳会談において交渉開始することに合意したことを受けて、同年 12 月に協議を開始した。今後、B A S A の早期締結に向けて、欧州委員会等と引き続き協議を進めていくこととしている。

カナダ：平成 24 年 3 月の日加首脳会談において、B A S A 拡大に向けた議論を開始することに合意したことを受けて、これまでに 4 回の航空当局間協議を開催し、整備分野については、制度比較が完了し、最終的な調整を行っているところ。乗員ライセンスやシミュレータについては、今後、担当者間で調整を行うこととなっている。